

京都府立嵯峨野高等学校 P T A 規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、京都府立嵯峨野高等学校 P T A と称し、事務所を京都府立嵯峨野高等学校内（京都市右京区常盤段ノ上町 15）に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者等と教職員とが協力して生徒の健全な育成を図ることと、会員相互の教養の向上を図ることを目的とする。

(性格)

第 3 条 本会は、教育の振興を本旨とする非営利的、非宗教的、非政治的な社会教育関係団体として活動する。自主的な団体として、いかなる団体の支配・干渉を受けるものではない。

(会員)

第 4 条 本会の会員は、保護者等及び教職員をもって構成する。

第 2 章 役 員

第 5 条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 庶 務 3 名（内 1 名は教職員）
- (4) 会 計 3 名（内 1 名は教職員）

2 校長は役員にはならないが、すべての会合に出席して、意見を述べることができる。

3 役員的人数は各年度の状況に応じて変更する場合がある。その場合は運営委員会で協議し、その結果を総会で報告するものとする。

第 6 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括し総会及び運営委員会を招集し、決議事項の執行をする。さらに会計監査委員を除く、全ての委員会に出席して意見を述べることができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理を務める。
- (3) 庶務は、総会及び運営委員会の議事を正確に記録し、諸種の企画や日常会務の処理を担当する。
- (4) 会計は、本会の全ての金銭の収入支出を正確に記録し、会計監査委員の監査を経て総会において決算報告をする。会計が記録する会計簿は、会員の要求に応じて随時閲覧に供する。

第 7 条 役員の任期は 1 年（会計年度と一致する）とする。ただし、再任は、妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期が終わっても次期役員の決定するまでは、任務を続行しなければならない。

第8条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 役員は、全会員の無記名投票により選出する。ただし、事情により代理人たる生徒、役員に託して選挙権を行使することができる。
- (2) 投票は、推薦された若しくは立候補した役員候補者に基づいて選挙し、会長、副会長、庶務、会計を決定する。

第9条 役員候補者の種類は次のとおりとする。

- (1) 役員推薦委員会の推薦によるもの。（推薦候補者）
- (2) 立候補によるもの。（個人立候補者）

第10条 推薦候補者は、役員推薦委員会を設置して行う。

第11条 役員の選挙に関する事務は、すべて選挙管理委員会がこれを管理する。

第12条 役員の選出、役員推薦委員会及び選挙管理委員会については、細則を別に定める。

第 3 章 総 会

第13条 総会は、予算、決算、その他の重要事項の審議決定をする最高機関である。

第14条 総会は年1回以上開くことを原則とし、成立は、会員数の5分の1以上（委任状を含む）とする。なお、書面提案や書面審議も可能とする。

第15条 総会を開く時は、7日前までに議案を明示した通知を、会員に発しなければならない。

第16条 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第17条 総会の議長は、その都度役員外の会員より選出する。なお、書面審議の場合はこの限りではない。

第18条 運営委員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合には臨時総会を開かなければならない。この場合において、開会の7日前までに議案を明示した通知を会員に発しなければならない。

第 4 章 運営委員会

第 19 条 運営委員会は、役員、学年委員長・副委員長をもって構成する。ただし、校長が推薦し会長が認める場合は、教職員会員が会合に出席できるものとする。

第 20 条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
- (2) 総会に提出する報告書を作成する。
- (3) 会計を補佐して年度予算案を作成し、健全な財政の運営を図る。

第 21 条 運営委員会の例会は、各学期 1 回は開くことを原則とする。ただし、会長又は委員の半数以上が必要と認めた場合は、臨時にこれを開かなければならない。

第 22 条 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。

第 5 章 委員会・委員及び会報サポーター

第 23 条 委員会には、1 学年委員会、2 学年委員会、3 学年委員会がある。

第 24 条 各学年委員は、各学級で選出し会長がこれを委嘱する。

第 25 条 各学年委員会の委員長と副委員長は、各委員会で互選により選出する。

第 26 条 各委員会は、それぞれ分担する立場において学校と協力して生徒の健全な育成に関する企画にあたる。実施に際しては、運営委員会その他の各委員会と協力する。委員会の細則は別にこれを定める。

第 27 条 会計監査委員は、総会において選ばれた 2 名をもって構成する。

第 28 条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

第 29 条 会計監査委員は、各委員会委員と兼任することができない。

第 30 条 役員は会報サポーターを募集することができる。

第 31 条 会報サポーターの任務は次のとおりとする。

P T A の活動や学校の取り組みを会員等に広く周知するため、本部役員と連携して会報誌を作成する。

第 6 章 会 計

320 条 本会の会計は、会費その他の収入による。

第 33 条 P T A 会費は、年額 4,000 円とする。

2 保護者会員については、一世帯を納付単位とし、年 2 回の分納とする。

第 34 条 本会の資産は、第 2 条の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 35 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 改 正

第 36 条 規約改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成投票により改正をすることができる。

第 8 章 役員・委員の解任

第 37 条 本会の役員及び委員で不適任と認められた者、又は本会の目的を著しく阻害する者は、次の手続きにより解任することができる。

(1) 全会員の 10 分の 1 以上の賛成を得て総会に提出されなければならない。

(2) 解任の決定は、必ず一般無記名投票によらなければならない。

第 9 章 公開の原則

第 38 条 すべての会議は公開しなければならない。

附則

1 本規約は、昭和 25 年 6 月 1 日から施行する。

2 本規約は、昭和 46 年 10 月 6 日（一部改正承認）から施行する。

3 本規約は、昭和 55 年 11 月 25 日、一部改正の総会決定により、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

4 本規約は、昭和 60 年 5 月 16 日、一部改正の総会決定により、昭和 60 年 9 月 1 日から施行する。

5 本規約は、昭和 61 年 6 月 26 日、一部改正の総会決定により、昭和 61 年 8 月 1 日から施行する。

6 本規約は、平成 6 年 5 月 20 日（一部改正承認）から施行する。

7 本規約は、平成 11 年 6 月 5 日、一部改正の総会決定により、平成 11 年 6 月 5 日から施行する。

8 本規約は、平成 11 年 12 月 4 日、一部改正の臨時総会決定により、平成 11 年 12 月 4 日から施行する。

9 本規約は、平成 12 年 12 月 16 日、一部改正の臨時総会決定により、平成 12 年 12 月 16 日から施行する。

- 10 本規約は、平成 25 年 5 月 18 日、一部改正の総会決定により、平成 25 年 5 月 18 日から施行する。
- 11 本規約は、平成 28 年 5 月 21 日、一部改正の総会決定により、平成 28 年 5 月 21 日から施行する。
- 12 本規約は、令和元年 5 月 28 日、一部改正の総会決定により、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 13 本規約は、令和 4 年 5 月 23 日、一部改正の総会決定により、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 本規約は、令和 7 年 3 月 18 日、一部改正の臨時総会決定により、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

委 員 会 細 則

第1条 本会は、各学年委員会を設ける。

第2条 各学年委員会の目的は、規約第2条に基づき次のように定める。

生徒の健全な成長を図るために、保護者等と教職員の連携を密にする。同時に、会員及び生徒の文化的・体育的活動の充実に努めるとともに、会員間の連絡と親睦、学級、学年会員の意見、要望を反映させた活動、全会員の教育力を高める活動を行う。

第3条 各委員会の計画は、必ず運営委員会への報告後に実行されなければならない。

第4条 各委員会は、総会の2週間前に、運営委員会に事業報告をしなければならない。

第5条 各学年委員は、各学級において選出された2名をもって構成する。

第6条 各委員会は、目的達成のため必要に応じて会合を開くこととする。

第7条 各委員会の収入、支出は、全て会計の指示に従うこととする。

附則

- 1 令和4年5月23日、一部改正の総会決定により、令和4年4月1日より施行する。
- 2 令和7年3月18日、一部改正の臨時総会により、令和7年4月1日より施行する。